

対馬市庁舎等広告募集要項

対馬市では、市の資産を広告媒体として活用する広告事業の一環により、次のとおり対馬市役所庁舎内等に掲出する広告を募集します。

1. 広告掲出場所

1) 庁舎2階市民課ロビー柱(A・C)	2 枠(縦1030mm×横728mm)	B 1
2) 庁舎2階市民課ロビー柱(B・D)	2 枠(縦841mm×横594mm)	A 1
3) 庁舎2階会計課前長椅子下面	1 枠(縦350mm×横3950mm以内)	
4) 庁舎2階会計課前壁面	1 枠(縦600mm×横3900mm以内)	
5) 庁舎エレベーター内側面	3 枠(縦728mm×横515mm)	B 2
6) 庁舎1階エレベーター外扉面	1 枠(縦728mm×横515mm)	B 2
7) 庁舎2階エレベーター外扉面	1 枠(縦728mm×横515mm)	B 2
8) 庁舎3階エレベーター外扉面	1 枠(縦728mm×横515mm)	B 2
9) 庁舎4階エレベーター外扉面	1 枠(縦728mm×横515mm)	B 2
10) 庁舎2階階段左側壁面	3 枠(縦728mm×横515mm)	B 2
11) 庁舎2階階段右側壁面	3 枠(縦728mm×横515mm)	B 2
12) 庁舎2階階段奥壁面	4 枠(縦728mm×横515mm)	B 2
13) 庁舎2階別館通路壁面	3 枠(縦728mm×横515mm)	B 2
14) 庁舎1階観光物産推進本部前廊下壁面	3 枠(縦728mm×横515mm)	B 2
15) 庁舎1階観光物産推進本部入口壁面	4 枠(縦728mm×横515mm)	B 2

各広告枠に掲出する詳細箇所等は管財課へお問い合わせ下さい。

【参考】対馬市役所庁舎について

開庁日：月曜日から金曜日の午前8時45分～午後5時30分

但し、1階観光物産推進本部は除く。土曜、日曜、祝日等も対応のため

閉庁日：土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始

(12月29日～1月3日)

来庁者数：約350人/1日(平均) 年間8万人(開庁日数240日)

勤務職員：約190人

2. 広告掲出期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

22年3月以降も更新可能です。

3. 広告料

1) 庁舎2階市民課ロビー柱(A・C)	1 枠あたり年額60,000円
2) 庁舎2階市民課ロビー柱(B・D)	1 枠あたり年額60,000円
3) 庁舎2階会計課前長椅子下面	1 枠あたり年額60,000円
4) 庁舎2階会計課前壁面	1 枠あたり年額60,000円

5) 庁舎エレベーター内側面	1 枠あたり年額 24,000 円
6) 庁舎 1 階エレベーター外扉面	1 枠あたり年額 24,000 円
7) 庁舎 2 階エレベーター外扉面	1 枠あたり年額 36,000 円
8) 庁舎 3 階エレベーター外扉面	1 枠あたり年額 24,000 円
9) 庁舎 4 階エレベーター外扉面	1 枠あたり年額 24,000 円
10) 庁舎 2 階階段左側壁面	1 枠あたり年額 36,000 円
11) 庁舎 2 階階段右側壁面	1 枠あたり年額 36,000 円
12) 庁舎 2 階階段奥壁面	1 枠あたり年額 36,000 円
13) 庁舎 2 階別館通路壁面	1 枠あたり年額 36,000 円
14) 庁舎 1 階観光物産推進本部前廊下壁面	1 枠あたり年額 36,000 円
15) 庁舎 1 階観光物産推進本部入口壁面	1 枠あたり年額 36,000 円

いずれも消費税を含む

4. 申込方法

1) 申込は 1 枠単位、1 年単位となっておりますが、複数枠、複数年（更新申請）での申込みも出来ます。

2) 必要書類等

対馬市ホームページよりダウンロードしていただくか対馬市役所総務企画部管財課において申込書を用意しておりますので、対馬市広告掲載事業要綱、対馬市庁舎等広告掲出取扱要領、対馬市広告掲載運用基準を十分にご確認して頂き、対馬市庁舎等広告掲出申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、直接持参にて管財課（対馬市役所 4 階）へ申込を行って下さい。

3) 受付期間

平成 21 年 2 月 2 日（月）から随時、掲出枠がなくなるまで。

平日（月～金）午前 9 時から午後 5 時まで

4) お申込み先およびお問合せ先

対馬市総務企画部管財課（4 階）

（0920）- 53 - 6111 内線 423

5. 広告掲出場所に関する決定について

申込内容及び広告原稿等を審査した後、枠ごとに掲出を決定します。

枠内で希望に添えない場合等がありますが、あらかじめご了承の上申し込みを行って下さい。

6. 広告の仕様等について

庁舎 2 階階段壁面、別館通路壁面、庁舎 1 階観光物産推進本部（10～15）に掲出するものについては、全て市が指定するアクリル広告板に B2 縦ポスター広告（縦 728mm × 横 515mm）を作成すること

2 階市民課前ロビー柱面、ロビー長椅子下面、会計課前壁面、エレベーター内

側面、内外扉面（ 1 ~ 9 ）については、全てフィルムラッピング広告とし、職員立会のもと広告掲出場所に接着すること。

フィルムについては以下の規格等を満たすこと

1) 溶剤型インクジェットメディア

フィルム厚み・・・約 0 . 1 1 ~ 0 . 1 3 mm (粘着剤含め)

粘着剤・・・アクリル系感圧型再剥離タイプ

接着力・・・アルミニウム板 7 N / 2 5 mm 以上

2) オーバーラミネートフィルム

フィルム厚み・・・約 0 . 0 8 ~ 0 . 0 9 mm (粘着剤含め)

粘着剤・・・アクリル系透明感圧型

3) その他

剥離後に粘着剤の残留がなく、貼り付け基材には跡が残留しないこと。
ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン又はスチレンを含有しないか含有が極めて少ないこと。